

中国契約法 119 条「損失軽減規則」一本主義の破綻

— 裁判例の分析を踏まえて —

小 口 彦 太*

要 約

契約の一方当事者の債務不履行によって損害が発生したら、相手方はその損害の賠償を請求することができる。しかし、時として、その損害の発生・拡大に相手方＝債権者も寄与している場合がある。そうした場合には、当然、債権者の損害賠償請求額は減額されることになる。日本法はこれを過失相殺論で処理する。ところで、債権者の側にも過失があるという場合に、一方当事者の債務不履行によって損害が発生した後に、その損害の拡大の防止を債権者が怠ったというケースもありえる。日本法は、そうしたケースも過失相殺で処理する。ところが、中国法は、奇異なことに、一方当事者の債務不履行によって損害が発生した後の債権者に対する損失拡大軽減義務しか規定していない。契約法 119 条がそれである。この 119 条はウィーン売買条約（CISG）に由来する。中国の市場経済化は 1990 年代前半から本格的に展開を遂げていくが、この市場経済化を媒介する最も重要な法律の 1 つが契約法であり、統一契約法典の制定にあたって強烈に意識されたのは、国際的な契約立法を積極的に採り入れるということであり、そのモットーが、国内市場と国際市場をつなぐような契約法を作ることであった。本稿で論ずる契約法 119 条の損失軽減規則もその 1 つである。この 119 条の規定が裁判の現場でどのような混乱を来しているのか。これが本稿の意図である。

キーワード：損失軽減義務、減損規則、履行停止義務、代替取引義務、過失相殺、双方違約、証明責任、賠償額算定の起算時期

はじめに

日本民法 418 条は「債務の不履行又はこれによる損害の発生もしくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める」ことを規定し、これを過失相殺と称する。そして、この過失相殺は「債務不履行自体について債権者にも過失がある場合」のみならず、「債務者だけの責に帰すべき事由によって債務不履行を生じた後に、損害の発生または拡大に債権者の過失が加わった場合にも適用される」と説かれる⁽¹⁾。つまり、上記下線部のケースは民法 418 条に包摂されるとの解

釈論によって処理されている。ところが、中国契約法では、この過失相殺に関する明文の規定が見当たらない一方で、日本民法には規定のない損失軽減規則（以下減損規則と略す）が定められている。「①当事者の一方が違約の後、相手方は適切な措置をとって損失の拡大を防止しなければならない。適切な措置をとらず、その結果、損失を拡大させたときは、拡大した損失について賠償を要求することができない。②当事者が損失の拡大を防止するために支出した合理的費用は、違約者側が負担する。」というのが、その規定である。中国契約法 119 条は下線部にあるとおり、一方当事者の違約の「後」であることを明確に要件としている。ある論者の言を借りれば、減損規則と過失相殺規則を区別する鍵となる事実「時間」の差異にあると説く⁽²⁾。その結果、日本民法で言う

2019 年 11 月 30 日受付

* 江戸川大学 学長 中国法

「債務の不履行」自体に対して債権者に過失がある場合とか、「損害の発生」に対して債権者に過失がある場合を想定した規定が見当たらない。当然、こうした案件が出来た場合にどのように処理するのかという疑問が生ずる。こうした懸念は多くの中国の民法学者によっても抱かれていたようで、梁慧星はその間の事情を以下のように述べている。「ここで補足説明しておかなければならないのは、減損規則は、本来、英米法上の制度に属するということである。大陸法系にはいわゆる減損規則はなく、同様のケースは過失相殺規則に組み入れられる。英米法では、過失相殺〔与過失〕は不法行為責任〔侵権責任〕において適用され、しかるに減損規則は違約責任において適用される。中国民法は大陸法系に属し、改革開放初期の民法理論では、過失相殺規則は違約責任と不法行為責任の双方に適用されると考えられていた。ところが1985年に涉外経済契約法を制定するさい、国際的な条約や慣例とルールを共通にするとの配慮から、起草者達は国連国際動産売買契約条約（ウィーン売買条約—小口補）を参考にして、減損規則（22条）と損害の範囲に関する予見可能性規則（19条）を規定したが、過失相殺規則を規定しなかった。1986年制定の民法通則は第6章民事責任の第2節で契約違反の民事責任を規定し、その114条で減損規則を制定したが、過失相殺規則は制定しなかった。他方、第3節の不法行為の民事責任の131条で過失相殺〔混合過錯〕規則を規定した。その後、1993年に統一契約法の制定に着手したとき、民法学者は大陸法系の伝統理論に固執して、民法通則と涉外経済契約法の「減損規則」を廃止し、過失相殺規則を復活させることを建議した。（それに対する反対論もある中—小口補）、契約法草案の修正討論の過程で、『国際商事契約原則』の折衷案、すなわち減損規則と過失相殺規則の『併行規定』の採用が試みられましたが、結局、この案も放棄され、涉外経済契約法および民法通則の立場が堅持された」⁽³⁾。

本稿は、以上のような経緯で制定された中国契約法 119 条の実際の適用状況を、自己の手元に集めた 2010 年代前半の裁判例に即して検証してみ

ようとしたものである。ただ、119 条適用件数は 2010 年以後に限定してみても、おそらく 1 千例を超えるだろう。その中で、本稿で目を通した事例は 150 例余にとどまる。したがって、本稿では 119 条適用例の一端を垣間見たにすぎないということを申し述べておきたい。以下、各裁判例の 1 審原告を X（複数あれば X₁, X₂, X₃…）、同被告を Y（複数あれば、Y₁, Y₂, Y₃…）、第三者や案外人を A（複数あれば A, B, C…）と表記する。また文中の下線は小口によるものであり、文中の原語は [] で示す。

第 1 章 減損規則適用の典型例

内田貴は、「英米法圏で用いられる mitigation という言葉は、広い意味では、賠償額の減額にかかわる次の三つの制度を含んでいると言われる。第一に、発生した損害の縮小や拡大防止に関する『損害軽減義務』(a duty to mitigate loss)、第二に、不履行から生じた利益の控除（いわゆる損益相殺）、そして第三に、損害の発生そのものへの債権者の寄与の考慮（いわゆる過失相殺）である」⁽⁴⁾と述べ、このうち「通常論じられる典型的な損害軽減義務としては、損害の拡大を防止する義務であり（以下『履行停止義務』と呼ぶ）、第二に、代替取引を行って損害を縮小する義務である（以下『代替取引義務』と呼ぶ）」⁽⁵⁾と説く。そこで、まずこの分類にしたがって中国における典型的な裁判事例を拾ってみたい。

(1) 履行停止義務違反型

A.P 穆勒有限公司案（(2015)甬海法商初字第 397 号）

事件の概要

本件は海上貨物輸送契約紛糾案件で、X（運送人）は、Y₁（荷送人）と運送契約を結び、寧波からスペインの某港までコンテナ貨物を運び、荷揚げしたが、貨物が港に着いた後、誰も荷物を引き取らず、その結果、港でのコンテナ滞留費が 31,274 ユーロ（人民元で約 238,000 元）にのぼったとして、Y₁ および Y₂（連帯債務者）に対して、

その滞留費の負担を求めた。

裁判所の判断

裁判所は本件に関して「当該貨物が（2013年11月19日）港に着いた後、Y₁は、同年12月初め、貨物引取主のBが破産申請し、貨物を引き取ることができなくなったことを確認、ただちにXに貨物の返送と費用のことを問い合わせるも、返事がなかった。しかし、貨物運送の受託人としてXは当然貨物の目的港での現状およびその後の処理のことがらを注視し、すみやかに貨物処理の指示をなし、目的港での高額コストの発生を避けるべきであった。しかし、Xはこの義務を尽くしておらず、目的港でのコストの高額化につき過失が存在する。…また貨物を倉庫費用が比較的安い倉庫に移すといった有効な損害軽減措置をとらず、この点についても過失が存在した。…XとY₁の、係争コンテナ滞留コストをもたらした各自の過失の程度、同類のコンテナ運営収益およびコンテナ価値等の要素を考慮して、本院は、Y₁に対してコンテナ滞留費50,000元の賠償を命ずる」との判決を下した。Xの請求額（約238,000元）に比してかなりの減額である。中国における減損規則の適用例において、この種の海上運送契約における目的港でのコンテナ滞留費負担をめぐる紛糾がかなり目につく。

徐俊才案（(2011)穗中法民五終字第2385号）

事件の概要

Y₁はAと家屋賃貸借契約を結び、その期間は2004年7月22日から2009年7月21日までである。その後、2004年12月20日に、Xは競売を通じてAの当該家屋所有権を取得したが、XはY₁と新たな賃貸借契約を締結しなかった。（以下1行分原文意味不明）2009年12月25日に、XとY₁は補充的に賃貸借契約を締結した。その約定の内容は、賃貸借の期間は2009年7月21日から2010年7月20日までで、毎月の賃料は15,500元、6ヶ月ごとに決算する、6ヶ月の最初の月末までに当期の賃料をあらかじめ納付する、賃料を45日以上滞納したときは、Xは契約を解除し、当該家屋を取り戻し、あわせて損害賠償を請求するこ

とができる、期日を徒過して賃料を納めたときは、徒過1日につき当月の賃料の0.3%を滞納金として支払う、賃貸借期間が満了し、もし継続して賃借しようとするときは60日前に協議し、別途、契約を締結する、というものであった。しかし、契約期間満了後、契約の継続はなされなかった。それにもかかわらず、Y₁は使用を継続し、かつ2010年7月21日から8月20日までの賃料15,500元を支払った。その後、Y₁は当該家屋にて経営していないが、Xとの間での家屋引渡手続は済ませていない。そこで、XはY₁に対して、1, XとY₁の契約の解除、2, Y₁は未払の賃料をただちに支払うこと、3, Y₁は滞納金を支払うこと、を求めて訴訟を提起した。

裁判所の判断

裁判所はXの上記1~3の請求のうち、2の未払分の賃料（2010年8月21日から2011年4月9日までの賃料123,500元）請求のみを認め、1と3の請求を棄却した。1の契約解除を認めなかったのは、契約法236条の「賃貸借期間満了後、賃借人が賃借物を継続使用し、賃借人が異議を提起しないときは、原賃貸借契約は引き続き有効である」との規定による。すなわち、上記下線部に示されているように、Y₁の継続使用に異議を提起せず、15,500元の賃料を受け取っていたからである。そして、3の滞納金の支払請求を認めなかった理由であるが、これが本題の減損規則の適用である。Y₁は2010年8月21日から賃料未払で、かつ係争家屋において経営もせず、Y₁は家屋移転手続も済ませていない状況に対して、Xは損失拡大防止のための適切な措置を講じるべきなのに、それを怠っており、この拡大した損失部分についての賠償（滞納金）は認められないとの判断を示した。

その他江華瑶族自治州農村信用合作聯社案（(2011)湖南省永中法民三終字第47号）、福州億強出口有限公司案（(2010)閩民終字第389号）、同案（(2010)閩民終字第390号）、中国網通（集団）有限公司案（(2010)豫法民提字第00085号）、王嘉生案（(2010)湖南省常民三終字第29号）、呉徳華案（(2009)渝五中法民終字第2262号）等

は履行停止義務違反型の事例である。

(2) 代替取引義務違反型

蔡徳志案（(2015) 中山市中法民一終字第 454 号） 事件の概要

Y は X の建物の 3・4 階部分を賃借する契約を締結、Y が期日どおりに賃料を支払わなかったため、X はこの契約を解除し、賃料 306,000 元、電気代 53,005.9 元、水道代 6,857.2 元、エレベーター維持修理費 6,720 元、合計 372,583.1 元の支払を求めて訴訟を起こした。

裁判所の判断

1 審では「Y は…違約を構成する。Y は契約期間の賃料および使用した電気、水道、エレベーター維持修理費を X に支払うべきである。ただし、Y は当該建物から引越すことを X に告知しており、告知後、X は合理的期間内に賃貸していた部屋を取り戻し、別途、第三者に賃貸し、それによって賃料の損失の拡大を防がなければならない。しかし、X は適切な措置をとらず、賃料の損失の拡大を招いた。したがって X は拡大した賃料の損失については Y に賠償を要求することはできない」として、Y は X に対して、賃料 156,000 元、水道・電気代 26,664.9 元、エレベーター維持修理費 5,320 元、合計 187,984.9 元を支払うことを命じた。賃料でいえば請求額 306,000 元が 156,000 元に減額された。2 審も「X は遅滞なく契約を解除し、賃貸物等を取り戻すべき」であったが、「合理的期間内に損失軽減の措置をとっておらず、これにより生じた損失拡大については、X は一部の責任を負担すべきである」と、1 審と同様の判断を示しているが、Y が支払うべき賃料につき、1 審は 2013 年 3 月 1 日から 7 月 31 日までの賃料 156,000 元と算定したのに対して、2 審は 2013 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までの賃料 153,000 元へと若干変更を加えた。

北京市豊琪食品有限公司案（(2011) 北京市二中民終字第 18564 号）

事件の概要

発注者 Y は月餅の生産を X に委託、X は月餅

35,000 個を作ることを約定する。そのうち 25,000 個については、X は Y に引き渡したが、当該個数の代金につき Y は 319,650 元を未払で、かつ残りの 10,000 個については品物の引渡しの猶予を X に通知した。そこで、X は未払代金の支払と、製造を延期させられた 1 万個分の経済損失 489,000 元の賠償を求めて訴えを提起したというものである。

裁判所の判断

未払代金 319,650 元については、その給付と違約金の支払を命じた。しかし、経済損失の賠償についてはその額を減額する旨の判決を下した。その内容は以下のとおりである。「発注者はいつでも請負契約を解除できるが、請負人の被った損失を賠償しなければならない。…しかし、X は食品生産の業者として、当然食品の品質保証期間と季節性を承知していなければならない。Y が品物の引渡しの猶予を申し出たとき、X は中秋の名月前夜または品質保証期間満了までに損失の拡大を防止する適切な措置を講ずるべきであるが、X は速やかに処理をせず、すべての月餅を品質保証期間超過物としてしまい、これについては X も一定の責任を負うべきである」として、Y の側からの、通常、業界では、中秋の名月が近づくと品物の価格を下げる処理をし、大量に生産した品物を倉庫にとどめて変質するにまかせるようなことはしないで、X の行為は悪意の損失拡大に当たるとの抗弁を支持し、その悪意による損失拡大部分を減損規則違反として請求賠償額から差し引き、経済損失 35 万円の賠償額を命じた。

その他、肖文貴案（(2011) 河南省新郷市中級法院民一終 339 号）も「家賃が高騰するなかで、X は賃貸家屋を回収し、第三者に転貸する措置をとり損失の拡大を防止しなかった」との理由で、X の側からの請求額の減額をなした事例である。

第 2 章 減損規則の適用をめぐって 判断の分かれた事例

内田貴は、立法論の文脈においてであるが、「過失相殺と損害軽減義務の区別が微妙な場合が

あることは確かで、ドイツ法系の国々で両者が同じ条文の中に規定され、あるいは論ぜられている」ことを指摘している⁽⁶⁾。中国法は減損規則だけを制定し、過失相殺規定を設けていないが、実際の裁判では規定なき過失相殺規則で事案がしばしば処理されており、その中には下級審と上級審とで、あるいは下級審に対する検察院の抗訴というかたちで、判断が分かれている事例も存する。それは「過失相殺と損害軽減義務の区別が微妙」であることに由来する。以下、そのいくつかの事例を見てみたい。

邢台県順鑫貿易有限公司案（最高人民法院（2013）民抗字第 43 号）

本件は、中級および高級法院が実体法上の根拠法規を明示することなく当事者双方に過失ありとする判断を示し、それに対して最高検察院が、被告人の違約責任のみを認めるべきとの理由でもって最高法院に抗訴し、しかるに最高法院が、減損規則を適用するといった複雑な経路をたどった事案である。

事案の概要

本件は預金契約をめぐる紛糾案件である。X（貿易会社）の法定代表人の沈某は Y（銀行支店）において口座を開設し、印鑑および携帯電話番号証を預け、X が預けた印鑑により預金を引き出すことを約定し、同時に建設銀行の 95533 メッセージ（ショートメール）の金管家通知サービス〔短信金管家業務〕を開通し、X の財務經理馮某の携帯電話番号証 1313195 を預けた。2008 年 3 月 6 日、案外人李甲は案外人苗某と組合形式で房地產開発プロジェクトを立ち上げ、その友人の李某の、中国建設銀行河北省中興支店の口座番号 6227001120370 の口座から 300 万元を X の上記口座に振り込んだ。X が訴えを提起するまでに、X の口座には全部で 310 万元の預金があり、その中の、2008 年 3 月 7 日に X の口座に預け入れた 10 万元については、その存在を証明する証拠が X にはなかった。2008 年 3 月 7 日、案外人苗某は X の預け置いた印鑑を偽造して、X の預金口座の資金 306.18 万元を二度にわたって蒋某と塔某会

社の口座に転送した。2008 年 4 月 23 日、苗某は同じ手段で X の口座の資金 3.6 万元を苗某の口座に振り込んだ。それらの振込額は合計で 309.78 万元である。2008 年 4 月、X および李甲は苗某が 300 万元の資金を転送したことを知ったが、公安機関にはずっと報告しなかった。2009 年から X はしばしば Y に対して当該口座の預金と利息を引き出すことを要求したが、Y はいろいろな理由をつけて引き延ばし、責任を転嫁した。そこで、X は 2010 年 3 月 10 日、預金元本 300 万元、利息 4 万元、損失 10 万元の支払を求めて裁判所に訴えを提起した。

裁判所の判断

1 審中級法院は、X と Y は預金契約を締結したが、Y はその履行過程において債権者 X に利益を給付するうえでの安全保障義務を尽くさず、本案の主要な責任を負わなければならない、X は金融管理の関連規定に違反して銀行預金口座を貸し出し、口座上の預金が盗まれた後、すみやかに届け出ず、損失を拡大させ、一定の過失が存在し、副次的責任を負わなければならないとして、民法通則 75 条 1 項（個人財産所有権）、同 111 条（違約責任の一般的条項）、最高法院「預金証書紛糾案件を審理するうえでの若干の規定」5 条 2 項 2 号（証拠の真実性に関する訴訟手続上の規定）により、1、Y は X に預金元本 300 万元の 80% の 240 万元および利息を支払うこと、2、Y は X に損失合計 8,929 元を賠償すること、3、X のその他の請求を棄却する、との判決を下した。ここでは、上記下線部の指摘があるものの、金融管理規定に違反して預金口座を貸し出したことが損失の発生自体に寄与している、つまり過失相殺に当たるとの判断があったのであろうか、定かでない。契約法 119 条への言及はまったくない。

2 審は 1 審の 1 の判決部分を変更した。すなわち「本案の基本的事実を総合し、当該損失の発生に対して、李甲を含む X と Y は同等の過失を有し、それぞれが 50% の責任を負うべきである」との認識、および X の口座預金の実際の損失は 300 万元ではなく、309.78 万元であるとの認識にもとづいて、預金元本 154.89 万元および利息の

支払を命じた。ただ、1 審判決を変更した理由として「法律適用の誤りがあった」と述べているが、その法律が何を指すのか、判決文自体からは不明である。この 2 審判決の不明の点が検察の抗訴理由として突かれることとなった。

検察の抗訴理由は 3 点あり、その 1 は、Y には預金者の資金安全保管義務と法により預金者に預金を支払う義務があり、その義務を怠った Y は違約責任を負わなければならない、その 2 は、印鑑の真偽を審査するのは Y の義務であり、もし Y がその義務を果たしていれば損失は発生せず、X と李甲の行為は本案の損失の発生と法律上の因果関係はなく、損失の発生につき X には過失はない、その 3 は、2 審判決は実体法を適用せず、直接、手続法を適用して 1 審判決の「法律適用の誤り」を認定しているが、その 2 審こそ「法律適用の誤り」をおかしている、というものであった。ただ、検察も、適用されるべき実体法が何なのか、明言していない。文脈から判断して契約法 107 条の違約責任規定を指すのであろうか。

申訴人の X もこの検察の抗訴意見に同意し、最高法院で再審が行われた。しかし、その再審判断は 1 審、2 審、そして抗訴理由のいずれとも異なるものであった。最高法院の判断は以下のとおりである。「苗某が X の口座預金 300 万元を転送した後まもなくそれを李甲に告げた。X はその預金口座の金員が他人によって不法に引き出されたのを知った後、預金契約関係の相手方として、すみやかに公安機関に届け出、あるいは Y に通知し、それによって Y が騙し取られた金員をすみやかに取り返すことができるようにすべきであった。しかし、X はそれを放任した。…この X の放任行為は、客観的には Y が事件発生の直後に苗某から騙し取られた金員を取り返す機会を失わせた。契約法 119 条の規定により、X は銀行資金の損失に対して相応の責任を負うべきである」。興味深いのは、最高法院がこのように判示したうえで、X の損失拡大に対する過失責任を 20% と認定したことである。この 20% の比率は 1 審の判断に由来するもので、最高法院は「これは本案の客観的实际に符合する」と明言している。

ただ、1 審は、119 条の適用に関してはまったく言及しておらず、X が金融管理法規に違反して銀行預金口座を貸し出した行為が X の損失を、拡大ではなく、発生させたと考えるなら、本件は過失相殺規則の適用例ともなり得る。もし過失相殺の適用例であるとする、中国契約法は過失相殺規則を実体法化していないのであるから、1 審が適用条文として民法通則の一般条項と最高法院の司法解釈しか根拠法規を提示できなかったことも頷ける。

陳建軍案（北京市（2014）高民提字第 3136 号） 事件の概要

Y と A（日本人）が婚姻継続中に、Y はその共同所有の家屋の売買契約を X と締結し、X に売却した。これに対して A が、A と Y との共同所有に属する財産を A の同意を得ずに売却した行為は無効であるとして無効確認の訴えを北京市朝陽区法院に対して提起し、それが認められた。それをうけて、X が当該無効の売買行為によって生じた損失の賠償を求めて海淀区法院に訴えを提起した。

1、2 審裁判所の判断

海淀区法院は、当該売買契約は無効となったので、Y は違約責任ではなく、契約締結上の過失責任を負わなければならないとしたうえで、その損害賠償額の算定について以下のような判断、すなわち「X は…当該家屋を購入するとき、すでに Y が結婚していることを知っており、また当該家屋が夫妻の婚姻中に購入されたことも知っており、Y が売却につき A の同意を得ていない状況のもとで契約を締結しており、X はこの点につき落ち度があること…を考慮し、X はこの契約の無効後に生じた信頼利益の損失部分につき、一部、副次的責任を負担すべきである。…契約無効をもたらした原因は Y の単独での夫婦共同財産の処分によることに鑑み、Y が主要な責任を負うべきで… Y が信頼利益の損失の 80%、X は 20% の損失を負うべきである」との判断を下し、具体的には Y に対して 1,303,360 元の賠償を命じた。この金額の算定方法は、（家屋評価額 417.92 万元 - 正常な

契約履行で約定した家屋価額 255 万円) × 0.8 = 1,303,360 元であった。その後、検察の抗訴においてこの下線部の金額が問題となった。

2 審でも、契約締結過程で双方に過失があったとして、原審判決を維持した。いずれの裁判所でも実体法上の根拠規定は示されなかった。

検察院の判断

この 1, 2 審の判決を不服として、Y は北京市検察院に申訴し、これをうけて北京市検察院は以下のような抗訴、すなわち「X と Y の売買契約は 2011 年 9 月 20 日に無効と確認されている。しかるに 1 審訴訟での家屋評価額報告は 2012 年 3 月 19 日の時点のものであり、当該評価報告が適用されたのは 2012 年 4 月 27 日から 2013 年 4 月 26 日の期間であり、当該家屋売買契約の無効が確認されたときの評価額は含まれていない。本市の家屋価格の上昇という実際の状況に鑑み、評価報告が確認した家屋価額を信頼利益の損失の根拠とするとすると、そこには拡大した損失が存在する。この拡大部分の損失は、契約法 119 条の減損規則により (Y の主張を) 支持すべきでない。… X が係争家屋を購入したとき、すでに Y が既婚状態にあり、当該家屋が夫婦関係存続期間中に購入したことを知っており、Y が A の家屋売却同意を得たことを証明する証拠を提供しない状況のもとで契約を締結しており、この点に落ち度がある」との抗訴を提起した。すなわち X が 2011 年 9 月 20 日での家屋評価報告にもとづいてすみやかに別の家屋の購入を決めていれば、信頼利益の損失はもっと少なくすんだはずであり、本件においては契約法 119 条を適用すべきであるというのが検察の抗訴理由であった。

高級法院の判断 (裁定)

高級法院は検察の抗訴を受けて再審を開始し、Y の側からの、1 審の損失賠償額 1,303,360 元の判決は不当であり、417.92 万元の評価額を本案判決の基礎とすべきでないとする主張を受け入れ、「原審法院の事実認定は正確でない」として、1 審および 2 審の判決を破棄し、あらためて海淀区法院に差し戻した。契約法 119 条にもとづいて信頼利益損失額の算定をやりなおせということであ

る。

中国有色金属工業第六冶金建設有限公司案 (2012) 豫法民一終字第 3 号

Y (某公安分局) は家族楼、民警訓練センター、総合家族楼建設工事のために公開入札を行い、X が落札し、建設施工契約を締結した。その後、民警訓練センター建設補充契約、建設工事材料費用調整補充契約および 2005 年 9 月 27 日締結の民警訓練センター、総合服務楼の建設契約を締結し、いずれも有効であったが、総合家族楼については、Y の有する当該敷地は一般の建設用地使用权ではなく、割り当て〔劃撥〕土地使用权で、この種の土地の上に住宅を建設するさいには、地方政府の許可を必要とする。しかし、Y はその許可を得ることなく X と契約を締結し、この部分の契約は無効とされ、X は Y に対して工事費、利息、違約金、工事遅延費、設備遊休費・工事変更増加費用、完成品保護費、材料借用代金等 312.5 万元の支払を求めて訴訟を提起した。この中で、特に問題となったのは、Y の違約によって生じた工事開始延期によって生じた損失の賠償請求であった。すなわち Y が民警訓練センター設計変更に伴う工事開始の通知や、家族楼の工事開始通知を速やかに送る義務を怠ったことが問題となった。

1 審の判断

家族楼、民警訓練センター、総合家族楼の三つの工事開始の延期は Y の原因によってもたらされたものであり、Y はその違約責任を負わなければならないとして、契約法 58 条、同 107 条、114 条により、Y に対して、工事延期に伴う損失額 1,041,133.16 元を支払を命じた。

2 審の判断

2 審は Y だけでなく、原告 X にも違約責任が存するとして以下のような判断を示した。(a) 民警訓練センターの工事開始延期の原因は主に X が約定どおり契約履行金 170 万元を納めていないことにあり、当センターの工事開始延期による損失は X が負担すべきである。しかし(b) 契約履行金の効力は家族楼および総合家族楼にも及ぶとの Y の主張は根拠がなく、Y は工事開始に必要な通知

を速やかに送ることを怠り、家族楼および総合家族楼の工事開始延期の責任は Y が負わなければならない。ただ(c)家族楼および総合家族楼の工事開始延期の損失額については、X は工事開始延期期間中の搬入機械、労賃費も含めているが、その証明ができておらず、当該工事が通常の状態のもとで工事開始ができる条件で組織すべき機械、人員の数量を損失計算の根拠とすべきである。この部分は契約法 119 条の、「当事者の一方が違約の後、相手方は損失拡大を防止するために適切な措置をとるべきあり、適切な措置をとらずに損失を拡大させたときは、拡大した損失について賠償を要求することができない」との規定に反している。以上のような判断のもと、X と Y の契約履行状況、工事開始延期の原因および日数等を総合的に考慮し、実情を斟酌して、Y に対して工事開始延期に伴う損失額 30 万円の支払を命じた。1 審の損失賠償額 1,041,133.16 元からの大幅な減額である。

以上の 1 審判決と 2 審判決の大きな違いは、1 審判決では、X の違約責任・過失責任については全く言及せず、Y の違約責任だけで処理していることであり、2 審では減損規則を適用していることである。ただ、本件は契約法 120 条の双方違約（「当事者双方が契約に違反したときは、各自相應の責任を負わなければならない」）の事例とみることも可能である。さらに、X 自身契約履行上の違約者であるにもかかわらず、こうしたケースについて減損規則を適用できるのであろうか。つまり契約履行金は上記下線部に示されているように、民警訓練センター工事を対象とするものであるが、家族楼および総合家族楼の工事延期に伴う損失賠償の部分に関しては、X は違約者ではなく、したがって減損規則を判断基準とすることができるということになるのだろうか。疑問が残る。本件での原告の請求の訴訟物は 1 個なのか、それとも複数個なのかという問題とも関連してくる。

上記案件に類似のものとしてはさらに沈徳忠案（(2009)南民再字第 63 号）がある。

第 3 章 減損規則の適用が疑問の事例

(1) 過失相殺規則が適用されるべき事案

以下に掲げる事案は、債務不履行自体について債権者にも過失があるのに減損規則が適用された事案である。

基金杯案（(2014)安徽省包民一初字第 00133 号） 事件の概要

X₁ が Y に家屋を賃貸する契約を締結し、その期間を 2011 年 12 月 1 日から 2014 年 11 月 30 日までとした。この期間中の 2012 年 12 月に X₁ は X₂ に当該家屋を売却することを約定し、2013 年 6 月 4 日、X₂ は所有権を取得した。同年 6 月 6 日、X₁X₂Y の三者は共同で契約を締結し、当該家屋はすでに X₂ に売却され、当該家屋の賃貸期間は 2013 年 10 月 15 日までとすること、期日が到来すると、Y は無条件で家屋を返還すること等を約定した。

ところで、2013 年 10 月 18 日に X₂ の夫の B は A と家屋賃貸契約を締結し、もし B・X₂ が期日どおりに家屋を A に引き渡すことができないときは、A に対して家賃月額賃料の 5% を違約金として支払うことを約定した。しかし、10 月 15 日が過ぎても Y は X₁ に返還せず、その結果、X₂ は A に対して 15,600 元の違約金を支払い、その損失の賠償を Y に請求した。

裁判所の判断

契約法 119 条 1 項は、「当事者の一方が違約した後、相手方はすみやかに適切な措置をとって損失の拡大を防止しなければならない。適切な措置をとらず、損失を拡大させたときは、拡大した損失について賠償を要求することはできない」と規定する。2013 年 10 月 18 日、X₂ の夫の B が A と賃貸借契約を締結したとき、X₂ はすでに Y が約定どおりに 2013 年 10 月 15 日に係争家屋を返還していないこと、これにより自らが所有者の権利を順調に行使できない可能性があることを知悉しており、それでもなお A と家屋賃貸借契約を締結し、2013 年 10 月 20 日に A に家屋を引き渡

すことを約定し、結局、期日どおりに家屋を引き渡すことができず、そのために違約金 15,600 元を支払うことになった。この損失の発生の原因は X₂ が違約の事実が発生した後にすみやかに損失拡大を防止するための適切な措置をとることができなかったことにあり、したがって X₂ の 15,600 元の損失賠償の請求は法律の規定に符合しない。以上のような判断のもと、契約法 97 条、107 条、113 条 1 項、114 条 1 項、2 項、235 条、最高法院「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」2 条により、X₂ の違約金損失賠償請求に関してはそれを棄却した。

しかし、この判決については疑問がある。この違約金支払損失賠償請求に関しては、契約法 119 条が根拠法規をなしており、それにもかかわらず、判決理由の根拠法規として援引されていない。そして、判決文中で 119 条の規定に言及していること自体に疑問がある。何故なら、この損失は X₂・B が Y の違約の後の拡大損失の回避を怠ったことによって発生したのではなく、X₂・B と A との契約締結段階での B の過失、すなわち上記下線部分にあるような過失に起因するもので、寄与過失として処理されるべきものだからである。

上海毓恬冠佳汽車零部件有限公司案（(2013)滬二中民二（民）終字第 937 号）

事件の概要

建設工事請負契約の紛糾案件で、X は発注者、Y は施工方＝請負人、A は部品提供者で、A が不良な部品を提供し、コンクリートにひび割れが生じ、また Y はコンクリートのこね方において強度が不足し、施工過程でコンクリートにポンプで水をうまく水を加えることができず、損失が発生した。損失発生後、A が修理に応じなかったため、X はその修理費用と家屋不使用による損失拡大部分の賠償を A に対して請求した。

裁判所の判断

コンクリートひび割れは、A が品質不良部品を提供したことにより、A は違約を構成する。また、Y はコンクリートのこね方において強度不

足で、そのため施工過程でコンクリートにポンプで水を加えることができなかった。この点についていえば、X と A にも責任がある。この三方面の原因がコンクリートのひび割れをもたらしたのであるから、その損失については、当事者である X、Y、A 三者が過失責任と違約責任を分担しなければならない。

契約法 119 条の規定によれば、被害者は適切な措置をとらずに損失を拡大させたときは、拡大した損失について賠償を請求できず、当事者が損失の拡大を防止するために支出した合理的費用は違約者が負担しなければならないとある。本件において、X はコンクリートのひび割れを発見した後、A とたびたび協議したが不調に終わった。このことから、A が X の要求にもとづいて係争家屋を修復する意図がなかったことは明らかであり、X は別途、他人に修理を委託して、その損失の拡大を防ぐべきであった。その後、X は 2 度にわたり訴訟を提起したが、その間、一貫して係争家屋の修復は行われず、その結果、費用の増大を招いた。この増加部分の修理費用は X が拡大させた損失に属し、X は A に賠償を要求する権利を有しない。

以上のように、契約法 119 条 1 項にもとづきこの増加部分の損失に関する X の賠償請求を棄却したのであるが、減損規則を裁判所が適用していることについては疑問がある。何故ならば、X 自身、上記下線部分にあるように、建造家屋のひび割れにつき過失があり、その後の係争家屋の修復問題の発生の原因力をなしているからである。本件のような場合は減損規則ではなく、過失相殺規則を適用すべきである。

珠海雲輝遊艇有限公司案（(2011)珠中法知民初字第 317 号）

事件の概要

X は請負人で、遊覧船製造業者で、Y は材料提供者である。Y は 4 人の従業員を派遣して現場で遊覧船建造過程を指導することになったが、Y の派遣した技術者はその訓練資料の中で紹介された操作規範に違反して操作し、重大な生産事故を發

生させ、当該甲板を廃棄処分にし、その結果、X が期日どおり発注者に遊覧船を引き渡すことを不可能にし、これによる巨額の損失を負担することになった。そこで、X は Y に対して経済損失 90 万円の賠償を請求した。

裁判所の判断

X は設計・生産・販売・修理サービス会社として、Y が遊覧船の隔艙板部品の真空導流工芸建造の完成に協力していないということを明らかに知っている状況のもとで、本来ならばただちに遊覧船の関連部品の真空導流工芸建造を停止し、あわせて契約の約定にもとづき Y の違約責任を追及すべきであった。しかし、X はなおも Y が派遣した工事担当者といっしょに遊覧船の甲板等の部品の中で真空導流工芸建造を行い、これにより遊覧船甲板を廃棄処分にしてしまい、これによって生じた材料費、工賃の損失はいずれも X 自らが拡大させた損失であり、当然自ら負担すべきあるとして、119 条 1 項を適用して Y に対する損失賠償請求を認めなかった。

しかし、下線部にあるとおり、裁判所は契約履行過程において X にも過失があることを認定しており、債務不履行自体について債権者にも過失があるケースに該当する。したがって、過失相殺規則を適用すべきである。減損規則の適用はあてはまらない。

平頂山市德宝建築公司清算組案（2011）豫法民提字第 00238 号

事件の概要

A は X の委託を受けて建設工事を請負い、その工事期間中に A は Y に吸収され、Y はそのまま A に工事を授権し、A が完成後引き渡した工事が不合格で、地下室の大半が浸水し、屋根は漏水したとして、X は Y に対して、その修理費 12 万元、地下室が使用できなかったことによる損失 471,750 元、違約金 465,000 元、代わりに材料代金 22,000 元の支払を求めて訴えを提起した。

裁判所の判断

1 審の基層法院は、Y は施工中、設計図どおりに厳格に施工せず、地下室の浸水等に対して主要

責任（70%を適当とする）を負うが、本件については設計自身にも問題があり、X は副次的責任（30%を適当とする）を負うべきであるとして、Y は X に①地下室解体修理費 73,203 元を賠償すること、②地下室使用不能による経済損失 175,950 元を賠償すること、③ X のその他の請求を棄却するとの判決を下した。

2 審も、X が自ら地下室の防水設計を変更し、その点において一定の過失があるとして 1 審の、Y が 70%の地下室解体修理費用を負担するとした判決を支持し、地下室使用不能による経済損失についても、X は建築企業として地下室の浸水を発見した後、損失拡大を防止する義務と能力があったのに、Y に通知せず、また自らも修理せず、損失拡大を放置したとして、1 審が Y に 70%の、X に 30%の責任を認定したのは正しいとして、1 審判決を支持した。ただ、2 審では、上記下線部に示されているように、減損規則が考慮されているかのごとき表現が見える。ただし、判決の根拠法規としては明示されていない。

以上の 2 審判決に X、Y ともに不服で再審請求をした。その高級法院での再審判決中、修理費に関しては、原審維持であったが、地下室使用不能による経済損失および責任については下級審とは異なる以下のような判決を下した。「X が正常に地下室を使用できなかったことによる損失については、(a) Y が契約締結時に予見できた 1 年以内の損失、すなわち 153,000 元は Y が賠償する。(b) 地下室の正常な使用ができなかったその他の損失については、X が地下室防水変更案に署名していることが確認され、かつ地下室浸水について X がすみやかに Y に修理を通知していないことによって、また双方の約定どおりにすみやかに自ら修理し損失拡大を防止しなかったことにより、契約法 119 条の規定にもとづき、拡大した損失の部分は X が自ら負担する。原審の、X が 30%、Y が 70%を負担するとの原審判決は契約法 119 条の規定に符合せず、本院はこれを正す」として、原審の 175,950 元の損失額を 153,000 元に変更する判決を下した。ここでは、Y の支払うべき損失額の算定につき、まず損害賠償範囲に関する契約

法 113 条の契約締結時の債務者の予見可能性規定により 1 年以内の 153,000 元のみを Y は負担するとして、その他の損失は 119 条により X 自身が負担すべきであるとの判断を示した。しかし、この再審判決は疑問である。何故なら X の作成した防水設計変更の問題（過失）があったことが地下室の浸水という損失発生の一因をなしているからである。減損規則の定義からすると、この規則を適用しなかった、すなわち過失相殺規則を適用した基層法院の判決こそが、論理的には正しい判決であると言わなければならない。

その他、西凌有限公司案（(2009) 海商初字第 7 号）における「Y（船舶借主）は積荷の過程において、…船側を舻（はしけ）に衝突、船舶を損壊させ…主要な責任を負わなければならない。…船長には船舶の安全を保証する法定義務がある。…船長が損失拡大を防止する適切な措置をとらず…船舶にさらなる損壊を与えた。X（船主）にも過失（選任監督上の過失のことか—小口）があり、民法通則 106 条 2 項（権利侵害責任＝不法行為責任）および契約法 119 条の規定にもとづき、X には副次的責任があり、修理費の 20% を負担しなければならない」との事例——これは船長＝被用者の不法行為の代位責任と契約法上の損失拡大防止義務違反とが併存すると判断した事例——も、やはり減損規則ではなく、過失相殺で処理すべき案件である。

その他、張某案（(2009) 虞民二（商）初字第 1693 号）における「（連合経営契約において Y には家屋補修義務があるのに、その義務の履行を拒絶）X は鍵を引き渡さず…修補を不可能にし、損失を拡大させた」とした事例、俞文清案（(2009) 杭拱商字第 1049 号）における「（理財委託契約に於いて）受託人 Y は株式売買においてリスク管理を怠り、資金運用上巨額の損失を引き起こした。しかし X は委託人として、受託人の選任上他人を轻信し、慎重を欠き…一定の責任がある」とした事例、寧波前程進出口有限公司案（(2009) 甬海法商初字第 445 号）における「（貨物保管契約に於いて）原木は長期間放置すると価値が下がる。X と Y は訴訟期間中、一部の目的物は引渡

可能であることを明確に認識しながら、双方とも何の措置もとらず、長期にわたって放置し、その結果、価値低下の損失をもたらし、この損失については X と Y の双方に責任がある」とした事例でも 119 条が適用されているが、過失相殺で処理すべき案件である。

(2) 双方違約と減損規則

双方違約と減損規則は本来相容れない。減損規則は契約履行段階における違約者に対して適用されるべきものではないからである。中国法で双方違約との区別が問題となるのは、過失相殺のほうである。この両者の区別につき韓世遠は「過失相殺の場合は、通常、一個の損害だけが発生し、ただその損害の発生について被害者にも過失がある、あるいは原因がある。双方違約の場合、契約当事者がお互いに各自の債務履行に違反し、かつ相互に損害をもたらす可能性があり、二つの違約行為が存在し、これにより二つの損害が発生する」⁽⁷⁾ と、損害が一個か複数かで区別している。この区別自体、実際には区別が困難な場合が多いと思うが、以下の事例は過失相殺ではなく、外見上は減損規則と双方違約との間で適用が争われた事例である。しかし、そこでの実態は、過失相殺と双方違約との間での法の適用の問題である。以下に掲げる事案はいずれも減損規則の要件を充たしていない。

海寧市天宇基布有限公司案（(2014) 甬海法商初字第 511 号）

事件の概要

X（売主）と A（買主）は売買契約を締結し、当該目的物の運送のため X は Y と海上貨物運送代理契約を締結し、受託人＝代理人の Y は国内運送を二人の運転手に委託し、運転手のミスで、目的物が取り違えられ、別の貨物が目的港に到着し、税関手続きができず、大量のコンテナ滞留費と埠頭ストック費が発生し、X は Y に対して貨物の損失額 70,104.49 米ドル（430,755 元）、貨物引取損失額 471,849 元等の支払を求めて訴えを提起した。

裁判所（海事法院）の判断

Y は X の同意を得ることなく案外人に内陸輸送の運転を委託し、その運転手の過失で目的物が取り違えられ、損失が発生した。これは契約法 121 条の第三者の原因による違約に該当し、Y は内陸輸送の結果に対して、X に違約賠償責任を負わなければならない。しかし、コンテナ積み出しについては XY 双方が等しく慎重に行う義務を負う。X は委託人としてあらかじめコンテナの番号を知っており、かつトラック運転手から正確なコンテナの明細書を知らされたとき、当該貨物を実際に積載しているコンテナが梱包明細書の正確な記載情報と一致しているかどうかを子細に審査しておらず、また適切な方式で梱包過程を記録していない。X は国内の B 会社のところで貨物を積み込むときにすでに落ち度が生じており、また貨物を積み終わった後、遅滞なくこの誤りを発見できず、X が作業場でなお慎重に仕事を行う義務を尽くしておらず、その結果、X の輸出物を間違ったコンテナに積み込んでしまった。故に X、Y の双方が貨物の積み込みに同等の過失を有する。過失の程度は双方 50% である。

以上のように判断したうえで、裁判所は X が被った損失は 467,240 円で、その半額分の 233,620 円の支払を Y に命じた。問題となるのは、その根拠となる適用条文である。裁判所は契約法 119 条（減損規則）と 120 条（双方違約）を並記している。しかし、本件は減損規則に該当せず、過失相殺規則と双方違約との並記と理解すべきである。しかし、並記することについての詳細な説明はない。上記下線部の表現に着目するなら、本件損害発生は同一の原因に由来しているので、過失相殺としてとらえるべきではないだろうか。

淮北嘉鑫投資管理有限公司案（(2012) 陝民再字第 00004 号）

事件の概要

X と Y は技術サービス契約を締結し、その約定は以下のとおりであった。Y はセメント工場の回転窯システムの技術改善を行う。契約価額総額は 820 万円で、工期は設備等の制作は 2003 年 12

月 31 日からで、生産を停止し、改造をするプロジェクトは 2003 年 12 月 1 日より開始する。代金支払方法は、Y の施工人員が工事現場に入った後に 100 万元、10 月中旬に 200 万元、11 月中旬に 200 万元、12 月中旬に 100 万元、残額 220 万元は 1 年以内に完済する。完成後の製品で生産目標 1 日あたり 1,500 トンを達成できないときは、1 トンにつき 1 万円の違約金を支払う。

契約締結後、2004 年 3 月に技術改善工事は完了、しかし Y は竣工報告をせず、X に設計図および技術資料を引き渡さず、3 月 10 日、技術改善後の回転窯システムを動かしてみたところ、当該完成製品は 1 日あたりの生産トン数は 1,200 トンで目標の 1,500 トンには達しなかった。そこで、X は、Y に対して、製品の改造失敗による違約金 300 万円の支払、1 日あたり 1,500 トンの目的を達成するために必要な改善費用 335 万元、技術改善失敗によって生じた全部の経済損失 2,262,357.02 元の賠償、補救措置のための関連費用 702,867.50 元の負担、関連技術に関する設計図と技術資料の引渡しを求めて訴えを提起した。これに対して、Y は反訴を提起し、X は工事未払代金 2,103,694.12 元および利息を支払うこと、工事延期で生じた余分にかかった工賃損失 313,354.65 元を賠償することを求めた。

裁判所の判断

本件は 2 審で終わらず、再審に付された。そして 1 審、2 審、再審とで判断が分かれた。まず、1 審の判断は以下のとおりである。

Y は約定どおりに工事を開始せず、また工期期間内に工事を完成させず、55 日遅延し、違約を構成する。また、X は期日どおりに代金を支払わず、違約を構成する。契約法 120 条の双方違約により、各自相応の責任を負わなければならない。

技術改善後の回転窯の生産能力は 300 トン不足し、違約金条項により Y は X に 300 万元を支払い、あわせて継続的に技術改善に投資した額 335 万元を負担しなければならない。Y の行った技術改善は目標を達成せず、そのため X は補救措置をとり、関連プロジェクトの改善を継続し、それは損失拡大防止のための合理的支出に該当し、そ

の費用は Y が負担すべきである。

Y の反訴請求については、Y はすでに工事を完了し、X は約定にもとづき未払額と利息を支払うべきである。

以上のような判断のもと、契約法 107 条（違約責任）、119 条 2 項（減損規則）、120 条（双方違約）等の規定を適用し、Y に対しては①違約金 300 万元、②継続技術改善費用 335 万元、③ X の経済損失 760,548.64 元および補救措置費用 640,127.5 元の支払を命じ、X に対しては、④工事代金 2,070,687.46 元および利息、⑤工事延期で生じた増加工賃費 313,354.65 元の支払を命じた。

2 審も、Y が期日どおりに工事を完成しておらず、違約を構成し、X も期日どおりに代金を支払っておらず、違約を構成するとして、契約法 120 条の規定により各自相応の責任を負わせたのは、法律の規定に符合するとして、その判断を是認した。しかし、②の継続技術改善費用 335 万元および⑤の増加工賃費 313,354.65 元は不当として取り消し、③の判決を補救措置費用の賠償のみの判決に変更した。その変更した理由につき詳細な法律論は展開されていないが、③のうちの補救措置費用は契約法 107 条の「当事者の一方が契約義務を履行せず、あるいは契約義務の履行が約定に符合しないときは…補救措置…の責任を負わなければならない」に該当するが、③のうちの経済損失 760,548.64 元は違約後の損害拡大部分に当たり、減損規則 2 項の適用対象とはならないということであろうか。そのことを暗示しているのが「省政府の紀要…によれば、X が関連プロジェクトの改善を継続するために第三者と締結した契約は終了期間が 2007 年 4 月までとなっていたが、実際には 2006 年 11 月には契約は終了し、したがって継続的な技術改造は不可能で、また必要もなかった」という指摘である。同様の趣旨で⑤の増加工賃費も取り消されたのであろうか。2 審の判決の根拠法規として契約法 119 条（ここではその 2 項）が明示されていないということは、本件は双方違約のケースで、減損規則適用一実は過失相殺一のケースではないと 2 審が判断したことを意味している。

再審判断

再審でも 2 審と同様、双方違約に立脚しているが、違約に伴う損失賠償額の算定についてはかなり 2 審と異なっている。すなわち、③の X に与えた経済損失 760,548.64 元 (2,262,357.02 元の請求は理由不成立) および工事停止によって Y に与えた工賃増加損失 313,354.65 元の各請求を認め、②の継続改造は 2 審と同様不必要で 335 万元は支持しないものの、Y の技術改善目標不達成によって生じた X の損失は客観的に存在するとして、その額の算定にあたっては、「実際の状況および公平原則」により Y は X に損失 120 万元を賠償すべきとの判断を示した。③の経済損失および②についても、107 条の違約責任の範囲として処理したということであろう。

その他、梁志高案（(2011) 広西壮族自治区欽民二終字第 2 号）における「双方当事者が違約過失責任に相当し、…契約法 119 条、120 条の規定にもとづき、双方が相応の民事責任を負うべきである」とした事案、河南林康医薬科技發展有限公司案（(2010) 豫法民三終字第 007 号）における「X は加工費未払であり…違約行為に係り、紛糾の主要な原因を引き起こし…Y は…目的物留置期間に相手方に明確に通知せず…一定の過失責任があり、20%の責任を負うべき」とした事案（本案では 120 条と併用）で 119 条が適用されているが、誤用である。

(3) 違約者の側からの減損規則適用の事例

某公司案（(2012) 滬一中二（民）終字第 472 号） 事件の概要

X（貸主）と Y（借主）は商業用家屋賃貸借契約を締結し、その契約内容は、この契約は 2008 年 4 月 1 日から 2009 年 3 月 31 日までの 1 年、賃料は 64,800 元とするものであった。その後、X は都市防火対策の要求により、安全措置を講ずる必要があり、2009 年 1 月 20 日から営業停止の通知を発し、執行を拒んだ場合は強制立ち退きにあうことを伝えた。また 2011 年 8 月 8 日、市場の建設物に対して全体的な改造を行うことになり、そのため 15 日以内に各テナントは立ち退くこと

を要求、期間内に立ち退いた場合は、2009年1月20日から契約終了までの賃料を免除することをYに伝えた。しかし、この通知後も、Yは借家を離れず、そこでXは、XY間の契約を解除すること、Yはただちに立ち退くことを求めて訴えを提起し、それに対してYは、反訴を提起し、その中で、Xは室内の改装費、在庫品・経営・引越費用等の損失100,000元を賠償することを求めた。

裁判所の判断

Yが主張する、停水・停電による賃料の損失、飾りつけの損失、経営損失等について。係争家屋に対する電力供給停止は原因があり、しかもXには主観的悪意もない。しかし賃貸借関係からみると、Xは貸主として残余の賃貸借期間内に電力を停止した。これは明らかにYに対する違約行為である。しかし、Yは、Xがすみやかに通知を出した後、賃借家屋に使用効能上の障害があることを明らかに知っていながら、なお継続して家屋を占有し、すみやかに賃借家屋を返還せず、またすみやかに自己の損失を主張しなかったので、当然、相応の責任を負うべきである。Yは契約期間終了後も当該家屋を継続占有し、今に至るまで暫定的に計算しても2011年11月31日まで、占有期間は2年8か月、その間の賃料を計算すると、172,800元にのぼる。Xはすべての占有使用費の主張を自発的に放棄しており、これをもって停電に対する違約賠償に充てる。この金額はYの主張する残余賃料期間の損失を超過しており、したがってYの、Xに対する経営損失賠償の要求は支持しない。契約法119条等により、YはXに当該家屋を返還すること、XはYに手付を返還すること、Yのその他の反訴請求を棄却する。

裁判所は損害賠償額の算定について契約法119条を適用しているが、下線部にあるとおり、反訴原告Yには相応の責任が存することを認定しており、本件において契約法119条の減損規則を適用することは正しくない。

台州市仙城塑膜有限公司案（(2011)浙杭商終字第1280号）

事件の概要

XとYは某品物甲の売買契約を締結、YはXから1キロ当たり12元の価格で、2008年3月18日から9月5日にかけて甲を購入、代金のうち56,544元をYは未払、そこでXは未払代金の支払を求めて訴えを提起し、Yは甲を購入する過程で品質に問題があることを発見したとして、Xと協議するも不調に終わり、Yは当該甲の価格を引き下げて他人に転売した。

裁判所の判断

1審の判断は以下のとおりである。Xの提供した品物甲の品質は不合格品である。契約法111条によりXは違約責任を負わなければならない。Yは損失を減少させるためにみずから価格を引き下げて14,135.5キロの甲を第三者に転売し、代金98,948元を得た。契約法119条によりYの行為は法律の規定に違反していない。したがって価格を下げて販売したことの損失はXが賠償すべきである。契約法107条、119条等によりYはXに①未払代金13,244元を支払うべきである。②XはYが価格を下げて販売したことによる損失70,678元を賠償すべきである。

この1審判決において、裁判所はYが不合格品の価額を減額して転売した行為につき119条を適用しているが、疑問である。何故なら裁判所自身、「Yは…代金残額13,244元を未払である。…Yはすみやかに代金を支払っておらず、Xの提供した品物は不合格であり、いずれの側にも違約行為が存在する」と述べており、そうであるとするなら、違約者による減損規則の適用は認められないはずである。

2審では、Yによる当該部分の製品に対する減額による価格差の損失の主張は証拠不十分であるとして上記1審の①、②を取り消し、YはXに代金56,544元を支払うことを命じた。2審での適用条文は契約法107条、111条、161条であり、119条への言及はない。

上海嘉華青松混凝土有限公司案（(2011)滬二中民四（商）終字第 1006 号）

事件の概要

X（売主）と Y（買主）はコンクリート購入契約を締結、X は各種規格のコンクリートを Y に提供し、Y は受領後 3 日以内に提供量を確認し、毎月 26 日に代金総額を確認することを約定した。その後、契約履行過程で、コンクリートの品質の問題（強度不足）および代金未払をめぐって紛争が生じ、X は訴訟を提起し、Y は代金 253,138 元を支払うこと、Y は支払期日徒過の利息を支払うことを求めた。これに対して、Y も反訴を提起し、X は鑑定費 3 万円を賠償すること、X は家屋修繕費 1,459,045 元を賠償することを求めた。

裁判所の判断

本件に関する 2 審の判断は以下のとおりである。「X は約定どおりに品質要求に符合するコンクリートを提供しておらず、違約を構成する。施工方の A がコンクリートの掻き混ぜが終了した後、補修強化の措置をとらなかったこともコンクリート亀裂の原因をなした。施工方 A と Y は施工請負契約を締結し、X に対しては Y にも責任がある。施工過程でコンクリートにポンプを使用して水を加えることができなかったことについては X と Y の双方に責任がある。…X の加水の方法…は技術規定に違反しており、その行為は違約を構成する。…コンクリートにポンプを使用して水を加えることができなかつた後、施工方はその使用を拒んでいない。監理方も不合格のコンクリートの使用を迅速に阻止していない。したがって(a) Y にも…コンクリートの亀裂について過失がある。以上、上記三方面での原因でコンクリートの亀裂が生じたことの損失は、当事者の過失責任、違約行為にもとづき損失を分担すべきである。契約法 119 条…の規定により、当事者が損失拡大の防止により支出した合理的費用は違約方が負担する。…本件中、Y はコンクリートに亀裂のあることを発見した後、X と協議し、その後、建設科学院に験測を委託し、…その後、X と Y は交渉を重ねたが、うまくいかなかった。ここにいたって X の、Y の要求にもとづいて係争家

屋を修繕することを望んでいない意図ははっきりしており、Y は別途他人に委託して修復し、損失拡大を防止すべきであった。その後、Y は二度にわたって訴訟を起こしたが、一貫して係争家屋に対して修復を行わず、その結果、修繕費用を増大させた。この増加部分の修繕費用は Y が拡大させた損失に属し、Y は X に賠償を要求する権利はない。Y がまず修復して、その後に X に修理費用を要求すべきであった。Y がすみやかに修理せず、それによって生じた家屋使用費の損失も、Y が合理的措置をとらずに拡大させた損失に属する。Y は X に賠償を要求する権利はない。以上…当事者の過失責任、違約行為を総合して、Y が損失を拡大させた行為を考慮し、(b)本案は、原審法院の、X は Y の家屋修理費 50 万円を賠償せよとした判決はなお合理的であると判示した」。

しかし、2 審判決には疑問がある。1 審被告、反訴原告 Y の側からの家屋修繕費賠償額 1,459,045 元を 50 万円に減額する判決を下しているが、その減額算定につき契約法 119 条を適用していることは首肯できない。2 審裁判所は、上記下線(a)にあるとおり、Y につき違約行為を認定し、X と Y は「過失責任、違約行為にもとづき損失を分担すべきである」と述べている以上、本件は過失相殺＝損失分担の問題として処理すべきであって、減損規則適用の問題にはなり得ない。

なお、上記下線(b)にあるとおり、1 審判決は合理的であると 2 審判決は述べているが、判決原文を見る限り、Y の損失拡大防止義務に関する評価は 1 審と 2 審とで全く異なっている。1 審では Y には損失拡大の行為は存在しなかつたと判断したうえで、コンクリートにポンプを使用して加水した事実につき、X だけに過失責任があると証明できていないとして、X の負担すべき家屋修復費用を 50 万円に減額したのである。

その他、上海邁科金属資源有限公司案（(2009)滬一中民四（商）終字第 864 号）における「X は約定にもとづいて契約を履行すべきなのに、一部の代金しか支払っておらず…明らかに双方の約定に違反している。…Y は先物取引商で、この方面での専門的知識を有しているはずである。…しか

るに Y は先物取引市況が下落している状況下で、そのことを X に速やかに知らせるべきであったのに、それを怠り…Y にも一定の過失がある」として、119 条にもとづき Y の側からの損失賠償請求を拒んでいるが、これも過失ある側からの請求であるので、減損規則ではなく、過失相殺で処理すべき事案である。

第 4 章 その他の問題

(1) 弁護士費用への適用

119 条適用事例の中には、債権者側の弁護士費用を債務者に負わせることができるかどうかが争点をなしている事例が存在する。その 1 つの事例は金融借款契約紛糾に関する A 銀行案（(2011)上海市宝民二（商）初字第 242 号）で、事件の概要は以下のとおりである。

事件の概要

X（銀行）は Y₁ と家屋抵当つきの金銭消費貸借契約を締結し、X は、借款期限 360 ヶ月、Y₁ は Y₂ と共同所有の家屋を抵当にすることを条件として、Y₁ に 61 万元を貸し付けたが、Y₁ は契約締結の 2 ヶ月後から元本・利息を返済しなくなり、そこで、X は Y₁ に対して、元本の未払額 578,715.11 元を返済すること、2011 年 12 月 1 日までの利息 829.1 元を支払うこと、2011 年 12 月 2 日から実際に返済するまでの利息と罰息（遅延利息—小口）を支払うこと、弁護士費用損失 29,702 元を賠償すること、Y₁ が債務を弁済できないときは Y₁Y₂ の所有する家屋に対して抵当権を行使すること、訴訟費用は Y₁Y₂ の共同負担とすることを求めて訴えを提起した。

裁判所の判断

Y₁ の違約の程度は比較的軽微である。X は 2008 年 12 月 10 日に貸し付けてから 2 ヶ月にも満たない時期に訴えを提起し、貸付金全額の期日到来の救済方式を宣告して権利を主張している。契約条項をたてにとることもできるが、より合理的方式を探し求めて権利を主張することも可能である。とりわけ期日到来の未払金額と弁護士費用額があまりにも懸隔がありすぎるという状況のも

とでは（未払金額に比して弁護士費用が高すぎるということか—小口）、善意にもとづいて妥当な方式をとって権利を行使し、損失の拡大を防止すべきである。実際には Y₁ は所在不明であるが、抵当物の共有者としての Y₂ は Y₁ と連絡をとり、すみやかに期日徒過行為を正すことができ、Y₂ は審理中期日到来の元本と利息をすみやかに弁済すると述べたことについては明らかな証拠がある。

以上をふまえて、裁判所は、一方で、Y₁ に対して全額の貸付金および利息、罰息の弁済と、抵当権の行使を命ずるとともに、他方で、X の Y に対する弁護士費用損失の賠償請求については全面的には支持しがたいとして、貸付案件の特色と難易度にもとづき、あわせて本案の実際と結びつけて、事情を斟酌のうえ弁護士費用損失 5,000 元の賠償を命じた。本件適用条文の一つとして 119 条があげられているので、それは上記下線部のことを指していると思われる。そうであるとするとき、弁護士費用額 24,702 元（29,702 元 - 5,000 元）は「損失の拡大」に含まれているということになる。逆に言えば、5,000 元は契約法 119 条 2 項の、損失拡大を防ぐために支出された合理的費用として認められたということである。

これに対して、次の浙江温州瓊海農村合作銀行案（(2010)温瓊三商初字第 118 号）は弁護士費用がまったく認められず、すべて拡大損失とみなされた事例である。

事件の概要は、X（農村合作銀行）が Y に 33 万元を貸し付けたが、返済期限が来ても Y は返済せず、そこで X は元本、利息等合計 100,151 元の支払、連帯保証責任、弁護士費用の賠償を求めて訴えを提起した。この訴えの中で、裁判所は 100,151 元の支払は認めたが、弁護士費用については「弁護士費用は必ず支出すべき費用には属さず、かつ X は Y と契約の中で弁護士費用は Y が負担すべきことを明確に約定しておらず、X の弁護士費用に関する請求は認めない」との判断を下した。ここでは、上記下線部によれば、約定があれば債務者が負担すべきであるとも読めるが、次の陳亦鑫案（(2011)温蒼金商初字第 416 号）の

事例では、裁判所は「X と Y₁ は、X が支払った訴訟代理費を Y₁ が負担すると約定しているが、本案の事実ははっきりしており、法律関係は簡単で、X は法律事務所に訴訟の遂行を委託する必要はまったくない」として債権者 X の請求を拒んでいる。ここでは、案件の事実関係と法律関係が簡単であれば、弁護士費用は不必要な損失拡大と見なされている。その他呉序廉案（(2011) 温蒼金商初字第 355 号）、黄昌村案（(2011) 温蒼金初字第 351 号）、董炳宋案（(2011) 温甌三商初字第 299 号）、徐守亮案（(2011) 温蒼金商初字第 341 号）、陳仁趁案（(2011) 温蒼金商初字第 270 号）、陳如沛案（(2011) 温蒼金商初字第 360 号）、呉大登案（(2009) 温甌商初字第 723 号）、林偉案（(2011) 温蒼金商初字第 221 号）、陳徳群案（(2011) 温蒼金商初字第 357 号）の各事例はいずれも上記陳亦鑫案と同様の理由で債権者の請求を拒んでいる。なお、以上の浙江温州甌海農村合作銀行案から陳如沛案までの 9 件の事例のうち、董案を除いた案件はいずれも浙江省温州市蒼南県でのほぼ同じ時期での事例であるが、訴訟当事者、裁判官はすべて別人で、ちょっと奇異な感じを与える。董案は同市甌海区基層法院での事例である。

日本において、弁護士費用が債権者の損害軽減義務の範疇で議論されることがありえるのか、大方の教示を得たいところであるが、中国では前掲の呉大登案において、裁判官が「債権を実現するために生ずる費用は必要な支出費用である」と述べているところからすると、弁護士費用自体は減損規則上の「合理的費用」とみなされているようである。ところで、岡本詔治は不法行為訴訟との関連で、「なお、不法行為訴訟の追行のための弁護士費用相当額の損害については、事案の難易、認容額その他の事情により相当額が判断され、それが当該不法行為と相当因果関係に立つ損害となるので、さらに過失相殺の適用の余地はないとされているが、これは要するに、過失相殺と相当因果関係論が同じ機能を果たしているという趣旨であろう」⁽⁸⁾と述べ、最高裁判決昭和 52 年 10 月 20 日の最高裁判決に言及している。ここでの「事案

の難易」「認容額」が、上記のように中国の裁判所でも減損規則の判断基準とされていることは興味深い。

(2) 証明責任

日本法では、「債務不履行による損害発生後、債権者は合理的な範囲において損害拡大防止義務を負うと解釈すべきで、その違反は過失相殺にあたる」⁽⁹⁾と解され、「どれだけ減額すべきかにつき判例上明確な準則が形成されているわけではない。すべて裁判官の裁量に委ねられる。また、債権者の過失を構成する事実については債務者が立証責任を負うが、裁判官は債務者の主張をまたず職権で過失相殺することができる」⁽¹⁰⁾と解されている。この立証責任について中国ではどのようなになっているか。

この点について筆者が調べた裁判例による限り、その大半は債権者に立証責任が負わされている。例えば劉艶偉案（最高人民法院（2013）民提字第 170 号）において、最高法院は「契約法 119 条の、当事者の一方が違約後、相手方は適切な措置をとって損失の拡大を防止しなければならないとの規定によれば、債権者 X のとった自救措置は適切であることを必要とする。しかし X は退出閉山のことについてあらかじめ Y₁Y₂ に通知するか、あるいは彼らの意見を聴取するということを証明する証拠を提示しておらず、また政府部門が、Y₁Y₂ は退出後閉山契約や係争鉱山の操業停止を締結しなければならないことを通知したことを証明する証拠を提示しておらず、かつ X は A 会社の株主の身分で退出閉山契約を締結し、自らの希望で鉱山採掘の仕事を退出し、係争鉱山の操業を停止したことが自救措置の唯一の選択であったことを証明していない。故に X が退出閉山契約を締結した行為は何ら契約法 119 条の規定する『適切な措置』には属さない」と述べている。

そのほか「X と Y 双方の広告賃貸借契約の履行はすでに中止状態にあり、X はこのとき某会社との約定により契約時期を変更し、損失を減少すべきであったが、X は単に契約を変更しなかっただけでなく、逸失利益 [予期利益] を 2011 年 3

月 12 日から計算して 2013 年 3 月 12 日までの 2 年間とし、損失を拡大させた。以上、X が Y に逸失利益 496,851.2 元の賠償を要求していることは、証拠不十分で、法律規定に符合せず、本院は支持しない」(曾某某案 ((2011) 杯洪民二初字第 32 号))、「契約法 119 条の核心は、被害者側(守約方、債権者-小口補)が損失の拡大を防止するためにとった軽減措置の合理性問題を衡量することにある。減損措置は被害者側が当時の状況にもとづいて実行し、かつコストが高すぎない措置でなければならない。…それを証明する関連証拠がない」(北京聚医閣国薬研究有限公司案 ((2010) 北京市昌民初字第 80 号))、「X は合理的期間内に契約の約定にもとづいて検査を行わなければならない。しかし X は上記の貨物をすでに使用に投入しており、これらの貨物が契約の約定の品質基準に符合しない品質問題があることを証明する有効な証拠を提供していない。…したがって、X の、貨物品質問題によって損失が生じたとの主張は…有効な証拠と理由がない」(格瑞貝司紡績服装有限公司案 ((2011) 浙杭商外終字第 19 号) 等、すべて債権者に証明責任を負わせている。唯一、西安秦升印務有限公司案 ((2011) 陝西省西民一終字第 00934 号) のみが「Y₁ は、X は 2010 年 7 月 6 日に当該書簡を受け取ったと主張し、X はこれを否認し、あわせて 2010 年 8 月 15 日に当該書簡を受け取ったと称している。Y₁ はその主張する十分な証拠を提供できていない。ゆえに本院は法により X は 2010 年 8 月 15 日に解除の書簡を受け取ったと認定する」と、債務者に証明責任を負わせている。

ただ、この挙証責任については、「債権者の過失を構成する事実」の証明と、訴訟過程で原告被告が相互に主張、抗弁、再抗弁を繰り返す中での一般的な証明責任の区別の問題があり、今後引き続き検討を深めたい。

(3) 損害賠償額の起算時期について

日本民法学者奥田昌道は、売買契約解除にともなう損害賠償請求に関する最高裁の「解除時まで買主は給付請求権を有し、売主もまた給付義務を

負い、解除によって初めてその義務を免れると共に、右義務に代えて履行に代わる損害賠償義務を負うに至るから、履行に代わる損害賠償の額は、解除当時 (原文は下線部は傍点) における目的物の時価 (原文は傍点) を標準として定むべきである」との判決 (昭和 28 年 12 月 18 日) について、「(その) 理由づけは形式的すぎる。損害賠償の原因事実は債務不履行自体にあり、解除にあるのではない。買主としても、商人としても、信義則上、速やかに代品購入措置をとるなど損害抑止義務 (間接義務) があるはずである」⁽¹¹⁾ と述べている。この種の問題に関する中国の裁判例に接したので、備忘録の意味を兼ねて紹介しておきたい。

寧波百豊選磁有限公司案 ((2010) 浙甬商外終字第 28 号)

事件の概要

X と Y は 2008 年 8 月 4 日、鉍工業産品売買契約を締結し、その約定は、Y は契約締結後 5 日以内に 98% の前払金を支払い、X はそれを受領した後、品物発送通知状を送り、それでもって権利を移転させ、残額は Y が専門機関の検査済証を受け取った後 3 日以内に支払うというものであり、もう一つの約定では、X は原料加工後の完成品を購入原料価格にトン当たり 30 元から 120 元加算して販売するというものであった。契約締結後、鉄鉍石の市場価格が大幅に下落し始め、2009 年 2 月時点で契約価格の 50% 前後まで下落し、2010 年 4、5 月になると市場価格は回復し、契約締結時の価格に近づいた。

2008 年 8 月、X は Y に人員を派遣した。2009 年 2 月 11 日、X はファックスを Y に送り、契約義務を履行して代金を支払うよう催促した。Y は当該書類を受け取った後、同年 2 月 12 日に X に返信し、そこでは市場が不景気で暫く購入を控えたいと述べた。X は生産の必要から鉄鉍石の置き場所として A より堆積場を借用し、その賃料は年当たりで計算、2008 年から 2009 年まで借用代として 4,815,131.82 元を A に支払った。Y は代金支払と品物の引取義務を履行せず、X は 2009 年 5 月 20 日、訴えを提起し、Y が履行拒絶してい

ることを理由として、ただちに前払代金 30,499,560 元を支払うこと、契約を継続履行すること、訴訟費用を負担することを求めた。その後、法廷で Y は以下のような主張、すなわち、双方が実際には契約を履行しておらず、かつ Y は 2009 年 2 月 12 日に X に対してもはや契約を履行しないことを明確に表示したので、双方の間の契約はすでに解除されたとの主張をなした。そこで、X はこれにもとづいて以下のように主張、すなわち、2009 年 2 月 12 日をもって双方の契約解除の時点とし、当該時点における同類製品の市場価格は乾トン当たり 850 円で、これは契約での価格 860 元とほぼ同じであること、同時に X は契約を履行するためにずっと Y が必要とする貨物を堆積させ、契約約定により Y は堆積費損失 3,588,000 元を賠償すべきであること、X はさらに Y の契約不履行（代金未払）により逸失利益 4,485,510.26 元の損失を受けたことを主張し、それを踏まえて、X は以下のように訴えを変更した。すなわち、X の差額損失 17,200,000 元を賠償すること、X の堆積料 3,588,000 元を賠償すること、利息損失 4,485,510.26 元を賠償することを求めた。

Y の抗弁

まず、契約の履行期到来の時期は 2008 年 8 月 31 日である。しかし、Y は約定の 5 日以内に代金を支払っておらず、かつ契約履行期到来後も品物を引き取らず、これにより実際の行為をもってもはや契約を履行しないことを明確に表明しており、双方の間の売買契約はすでに解除された。解除の時期は 2008 年 8 月 31 日である。Y は履行期前の契約違反によって X の信頼利益損失の賠償責任を負うべきであるが、この中には X が契約の履行によって得られる各種の利益の損失は含まれない。

次に、たとえ Y が公平原則により賠償したとしても、賠償額は双方が契約を締結した時に Y が予見できた、あるいは予見すべきであったところの契約違反により生じた損失を超えることはできない。また、たとえ製品の販売差額を計算するとしても、起算時点は契約締結時（2008 年 8 月 4

日）から契約履行満了時（2008 年 8 月 31 日）までである。しかるに 2008 年 8 月 31 日後に生じた差額損失は拡大損失に属し、X は当該損失を防止する措置をとっていないので、当該損失につき賠償を要求することはできない。

1 審の判断

Y は約定どおり代金を支払い、目的物を引き取っておらず、違約を構成する。X は審理の過程で契約解除に同意しているが、Y の違約によって契約が解除されたので、Y は X に対して、解除によって生じた損失を賠償すべきである。Y は契約法 107 条、113 条 1 項（損害賠償範囲）により X に逸失利益損失 1800,000 元を賠償しなければならない。その他の請求は棄却する。

2 審の判断

Y は代金を支払って目的物を引き取らず、違約責任を負わなければならない。契約締結後、相当長期にわたって目的物の価格が下落傾向を示し、Y は契約を履行せず、そのため X は期日どおり目的物を売却できなかった。これにより X が受けた目的物の価格の下落による差額の損失は容易に見てとれる。Y は専門的な鉄鋼企業で、そうした差額の損失は契約締結時に合理的に予見できたはずである。原審判決は、目的物の価格の下落は契約締結時に予見できた価格波動の範囲外にあったことを理由に、Y は当該損失については賠償責任を負わないとの判断を示しているが、それは不当である。差額損失の判断については以下のとおりである。X の売却の目的物は種類物で、契約締結時には特定していなかった。その後も、損失を減らすために転売の手段をもって減損措置をとったことを示せていない。こうした場合、本案の実際の状況を総合し、公平原則に照らし、合理的にある時期を確定して X が受けた差額損失を計算しなければならない。契約法 119 条により、X は本来合理的措置をとって回避すべき損失については賠償を得ることはできない。ゆえに本案は Y の違約を発見した後、X がとるべき減損措置のある時期の価額にもとづいて X の差額損失を計算すべきである。この時期は必ずしも契約解除時ではない。本案の実際の状況を考慮すると、X が

とり得る減損期限は 2008 年 9 月 1 日から同月 20 日までとする。減損価額はこの期間の平均価額をもって定める。この時期の価額の下落は約 10% で、これに当時の市場の背景のもとで転売等の減損措置をとることの難度を考慮し、本院は公平原則にもとづき、価額下落幅を 13% と定める。以上のような判断のもと Y に対して目的物差額損失 4,446,000 元および堆積料 40,000 元の賠償を命じた。

関連する論点をまとめると、以下のとおりである。

① 1 審は差額損失賠償の範囲について 113 条の予見可能性の規定を引用し、契約締結時、鉄鉱石の市場価格の下落を予見できなかったとして、差額損失を認めず、逸失利益（逸失利息）のみを認める。

② 2 審は、被告は専門的な鉄鋼会社で、差額の損失は予見でき、またその差額損失の基準は解除時ではなく、Y の違約発生時（本件の場合、履行期前の契約違反時）の 1 ヶ月後からの 20 日間の平均市場価格を基準額とする。

この 2 審の判断は、日本の最高裁判例とは異なり、奥田昌道説と同様である。

結びに代えて

— 減損規則一本主義の破綻 —

本稿は 150 例余という限られた件数であるが、契約法 119 条の減損規則について裁判例を見てみた。日本では損失軽減義務に関する事例は過失相殺の中で一括して処理されるが、その訴訟件数は多くないと言われている⁽¹²⁾。それに対して、中国契約法 119 条関係の適用例は、私の手許でプリントアウトした 2010 年前後の事例だけでも 350 例余が存する。1999 年制定以後、現在に至るまでの 119 条関連裁判例はおそらく数千例にのぼるだろう。ただ、この 119 条適用の案由 (cause of action) にまとめられている案件は、すべて厳密な意味での減損規則適用の案件であるというわけではない。ここで厳密な意味というのは、119 条は当事者の一方＝債務者が違約の後での行為であ

ること、また債権者は非違約者であることを要件としているということである。しかし、実際には、第 3 章でとりあげたように、減損規則の適用が疑問の事例が少なくない。契約法 119 条からすれば、債務不履行自体について債権者にも過失がある場合、すなわち本来的な過失相殺のケースは論理的には排除されるべきものである。しかし、この種の事例に 119 条が適用されているということは、119 条の論理的破綻を意味している。また、双方違約のケースについて 119 条が適用されていることも、同様に 119 条の論理的破綻を意味する。しかも双方違約との関連で問題になるのは、減損規則ではなく過失相殺規則の方である。

こうした論理的破綻の法適用現象が生じたのは、債権者への賠償額の減額事由を減損規則一本主義で立法化したことに起因する。こうしたことは、前述の梁慧星の指摘にあるとおり、夙に諸学者によって懸念されていたところである。過失相殺を定めた実体法が無いがゆえに、本来であれば過失相殺で処理すべき事案をも 119 条に含めようとする無理な法適用の操作を招いたわけで、論理的には完全に破綻している。最高法院もこの無理筋を認識したのであろう。契約法典制定から間もなくして司法解釈を出した。それが 2012 年 5 月 10 日に公布された「売買契約紛糾案件を審理するうえでの法律適用問題に関する解釈」で、その 30 条「違約責任」で「売買契約の当事者の一方が違約し相手方に損害を与え、相手方も損失の発生に過失があり、違約方が相応の損失賠償額の減額〔扣額〕を主張したときは、人民法院は支持しなければならない」という規定が設けられた。しかし、如何せん、本条は売買契約に限定され、その他の契約類型には及ばない（売買契約に限定しても、筆者が目を通した裁判例の中にはこの司法解釈を適用した事例は皆無であった）。こうした事態を抜本的に解決すべく、ようやく民法典草案（2019 年 12 月 16 日）で「当事者がともに〔都〕契約に違反したときは、各自が相応の責任を負わなければならない。②当事者の一方が違約し相手方に損失を与え、相手方も損失の発生に過失があるときは、相応の損失賠償額を減少させることが

できる」との規定が設けられた (592 条)。本条の 1 項は双方違約規定, 2 項の下線部は上記司法解釈 30 条を一般法化したものである。これに契約法 119 条の減損規則がそのまま草案 591 条に規定され, ここに減損規則, 双方違約, 過失相殺の規定がそらい踏みすることになった。「接軌」論の喧伝のもと, 国内市場と国際市場を結び付けようとしてひたすらウィーン売買条約 (CISG) の規定を採り入れようとした 1999 年の契約法制定の方法に反省が迫られたということであろうか。

最後に, 本稿は, 中国の減損規則が「当事者の一方が違約の後」のことを想定しており, 他方, 中国契約法には過失相殺に関する規定を欠いていることに着目し, このことが裁判実務に混乱を来たしていることを明らかにしようとしたものであり, それに尽きるということを指摘しておきたい。今次の民法典契約編 (草案) で, やっとこの混乱解消の道筋が付けられようとしている。

ところで, 本稿では, 日本の裁判実務における損害軽減義務との比較法的考察を行っていない。日本でのそれについて, 岡本詔治は「(日本の)判例がこれ(損害軽減義務)を過失相殺とは別の独自の類型としているというのは正しくない。あくまで損害賠償事由としては過失相殺一本であり, 損害軽減義務はその一つの適用場面, つまり債権者側の過失・不注意を導出するための理論的前提として指摘されているにとどまる」⁽¹³⁾と指摘し, 下線部にあるように, 減損規則, 過失相殺,

双方違約の三者のカテゴリーを峻別するという中国的発想は見られない。その結実したものが今次の中国民法典契約編 (草案) である。

《注》

- (1) 我妻栄『新訂債権総論』岩波書店, 1964 年, 128, 129 頁。
- (2) Harvin D. Pitch, Damages for Breach of Contract, 2nd ed., p.9-3 (1989). 同著は以下のように説いている。In distinguishing contributory fault and mitigation it may be helpful to recall that the plaintiff's duty to mitigate arises *after* breach and *after* the plaintiff becomes aware that the defendant's wrongful acts have caused a loss; the plaintiff's contributory fault occurs *prior* to or *at the time of* the loss. The essential distinguishing fact is timing.
- (3) 梁慧星『詠条文 学民法 [第 2 版]』人民法院出版社, 2017 年, 271~272 頁。
- (4) 「強制履行と損害賠償——『損害軽減義務』の観点から——」法曹時報 42 卷 10 号, 1990 年。
- (5) 同, 8 頁。
- (6) 内田前注(4)論文, 7~8 頁。
- (7) 韓世遠『合同法総論 [第 4 版]』法律出版社, 2018 年, 808 頁。
- (8) 岡本詔治『損害賠償の範囲 [総論・売買]』一粒社, 1999 年, 343 頁。
- (9) 平井宜雄『債権総論 [第 2 版]』1994 年, 弘文堂, 108 頁。
- (10) 同, 109 頁。
- (11) 奥田昌道『債権総論 [増補版]』悠々社, 1992 年, 192~193 頁。
- (12) 岡本前掲注(8)書, 45 頁。
- (13) 同上。